

# 岐阜県公報

第 五 百 七 号

令 和 六 年 七 月 五 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

( 森 林 保 全 課 ) 二 八 五

道路の区域変更

( 道 路 維 持 課 ) 二 八 六

急傾斜地崩壊危険区域の指定

( 砂 防 課 ) 二 八 六

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定

( 農 地 整 備 課 ) 二 八 六

### 正 誤

目次中訂正

( 道 路 維 持 課 ) 二 八 七

道路の区域変更中訂正

( 同 ) 二 八 七

## 告 示

岐阜県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字上ヶ瀬一四六、一四九、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一から一五三まで、字田ノ尻一六六の三、一七四の一、一七五の一、字合小山二六〇から二六二まで、二六三の一、二六三の二

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字合小山二六二、二六三の一

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ヶ瀬一五〇の一・一五三・字田ノ尻一六六の三・一七五の一・字合小山二六〇・二六三の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

字上ヶ瀬一四九の二、一五一

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
県道	川美 辺濃線	加茂郡川辺町中川辺字大谷一七三五番一地区から同郡同町同地区先まで	前 A	二・七 四・一	二七〇	A 及び B 係は関係図面に示すに於いて、敷地の区分をい
		加茂郡川辺町中川辺字大谷一七三〇番一地区から同郡同町同地区先まで	後 A	一三・五 五・七	二七〇	
			後 B	八・二 三・一	六五四	

岐阜県告示第二百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を昭和四十五年岐阜県告示第二百二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。）

中野	字サワ	六六二番一	一号及び二号
		六六八番	三号
		六七二番一	四号
	字カイツ田	四七二番一	五号
	字ノクビ	三二二番	六号
		三〇七番九	七号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
上野平地区	高山市役所	令和六・八七・五から五まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
高原用水地区	高山市役所	令和六・八七・五から五まで

正 誤

(原稿誤り)

令和六年六月七日第四百九十九号 目次三三九頁上段前から六行目中「道路の区域変更」は、「道路の供用開始」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和六年六月七日第四百九十九号 道路の区域変更（岐阜県告示第二百五十二号）二四〇頁上段前から十六行目中「第十八条第一項」は「第十八条第二項」の、同段前から十六行目及び十七行目中「道路の区域を次のように変更した」は「次の道路の供用を開始する」の、同段前から十九行目中「岐阜県可茂土木事務所」は「岐阜県大垣土木事務所」の誤り。

所の誤り。

令和六年七月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社